

# 伊勢市公報

第425号  
令和5年7月20日  
木曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	16
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則	18
<b>議会規則</b>	
○ 伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則	22
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 令和5年度補正予算の要領について	27
○ 指定特定相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止について	36
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	38
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	39
○ 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更に伴う公告について	40

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 25 号

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 18 年伊勢市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の特定期間新型インフルエンザ等対策派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員の災害派遣手当」に改める。

### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員の災害派遣手当に係る部分は、公布の日から施行する。

伊勢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第26号

伊勢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「を含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19

条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(令和元年伊勢市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例の一部改正)

第5条 伊勢市立認定こども園条例(平成22年伊勢市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第14条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正)

第6条 伊勢市障害児放課後等支援施設条例(平成31年伊勢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1号中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「以下「省令」を「次号において「区分命令」に改め、同表備考第2号中「省令」を「区分命令」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第27号

### 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改め、同表2の項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第7号イ又はロの規定が適用される場合における伊勢市手数料徴収条例別表第2の規定の適用については、同表1の項中「又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」とあるのは「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第7号イ」と、同表2の項中「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」とあるのは「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特

別措置法第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ」とする。

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（平成18年伊勢市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表利用料金の部中学生以上の項中「440円」を「470円」に、「4,000円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和5年7月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第29号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条中「個人番号カードをいう」を「個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る）」に改め、「第42条第2項」の次に「又は第59条の3第2項」を加え、「暗証番号その他必要な事項を入力する」を「暗証番号の入力その他の必要な操作を行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 30 号

### 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和5年7月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第50号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則等の一部を改正する規則

(伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部改正)

第1条 伊勢市福祉事務所長事務委任規則(平成28年伊勢市規則第36号)

の一部を次のように改正する。

第9条第15号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(伊勢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 伊勢市母子保健法施行細則(平成25年伊勢市規則第16号)の一部

を次のように改正する。

第1条中「省令」を「法施行規則」に改める。

第3条第1項及び第2項中「省令」を「法施行規則」に改める。

(伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等

に関する条例施行規則(平成27年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表備考3第2号中「入所」の次に「若しくは入居」を加える。

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第4条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年伊勢市規則第3

号)の一部を次のように改正する。

第15条の2中「掲げる区分」を「掲げる場合の区分」に改め、同条第3号中「子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法第19条第1項第1号)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)」を「子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法第19条第1号)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)」に改める。

様式第13号の4中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市保育所の利用に関する規則（平成27年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第6条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(伊勢市休日保育の実施に関する規則の一部改正)

第7条 伊勢市休日保育の実施に関する規則（平成31年伊勢市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則の一部改正)

第8条 伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則（平成29年伊勢市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」を「「法施行規則」に改める。

第3条第1項及び別表第1中「省令」を「法施行規則」に改める。

(伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関する規則の一部改正)

第9条 伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関

する規則（平成29年伊勢市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」を「法施行規則」に改める。

第3条第1項及び別表中「省令」を「法施行規則」に改める。

（伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第10条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者支援専門員の項中「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月7日

伊勢市議会議長 品川 幸久

## 伊勢市議会規則第1号

### 伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第163条の2中「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延」を「生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 139 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 5 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	松 本 文 男
	伊勢市前山町 1389 番地 16
変更後	加 藤 公 章
	伊勢市前山町 1522 番地 18

伊勢市告示第 140 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 5 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 5 年 7 月 11 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第 4 号 令和 4 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求  
めることについて

伊勢市告示第 141 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 5 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 田 貴 士
	伊勢市上地町 1552 番地
変更後	山 口 和 彦
	伊勢市上地町 1706 番地

伊勢市告示第 142 号

令和 5 年 7 月 5 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 5 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 5 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、442,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,219,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		22,115,671	144,460	22,260,131
	1 社会福祉費	7,198,969	14,466	7,213,435
	2 老人福祉費	4,705,168	75,104	4,780,272
	3 児童福祉費	7,907,212	52,384	7,959,596
	4 生活保護費	2,190,446	2,506	2,192,952
7 商工費		316,861	260,000	576,861
	1 商工費	316,861	260,000	576,861
8 観光費		479,197	8,000	487,197
	1 観光費	479,197	8,000	487,197
10 消防費		2,331,102	6,202	2,337,304
	1 消防費	2,331,102	6,202	2,337,304
11 教育費		3,964,425	24,221	3,988,646
	4 幼稚園費	131,254	1,222	132,476
	6 保健体育費	1,021,843	22,999	1,044,842
歳 出 合 計		53,776,121	442,883	54,219,004

## 第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
10 消防費	1 消防費	小型動力ポンプ付積載車購入 事業	23,500

## 第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
防災対策事業債	57,900	61,200

## 令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、143,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,362,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛生費		6,349,899	1,000	6,350,899
	1 保健衛生費	4,294,881	1,000	4,295,881
6 農林水産業費		964,026	1,200	965,226
	3 水産業費	83,116	1,200	84,316
12 災害復旧費		36	140,900	140,936
	1 農林水産業施設災害復旧費	9	32,600	32,609
	2 公共土木施設災害復旧費	15	108,300	108,315
歳 出 合 計		54,219,004	143,100	54,362,104

## 第 2 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方 法	利率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業 債	54,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。

## 伊勢市告示第 143 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の25第 4 項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第24条の32第 2 項の規定により、指定特定相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第51条の30第 2 項第 2 号及び児童福祉法第24条の37第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社ケアフィット  
所在地 伊勢市小俣町宮前 641 番地 1
- 2 事業所の名称及び所在地  
名称 相談支援センターえがおの木  
所在地 伊勢市小俣町宮前 641 番地 1
- 3 廃止の年月日  
令和 5 年 7 月 31 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類  
特定相談支援  
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2470800125

障害児相談支援事業所 2430800785

伊勢市農業委員会告示第9号

伊勢市農業委員会第211回総会を次のとおり招集します。

令和5年7月7日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年7月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 40 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 41 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

令和 5 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間  
自 令和 5 年 7 月 3 日  
至 令和 5 年 8 月 2 日
- 2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部 農林水産課 本庁舎 東館 3 階  
郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)

- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。